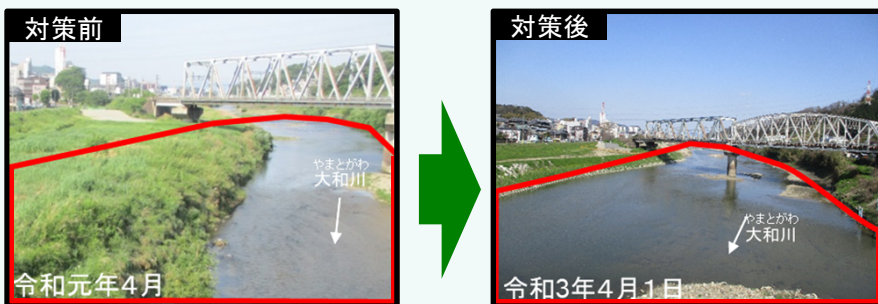


国土交通省における 防災・減災、国土強靱化の推進について

令和5年10月19日

国土交通省

- 大和川水系大和川の河川改修（奈良県三郷町等）
5か年加速化対策等による河道掘削や雨水貯留施設の整備などにより、令和5年6月出水において平成29年出水と比較し、**浸水戸数を約83%減少**。

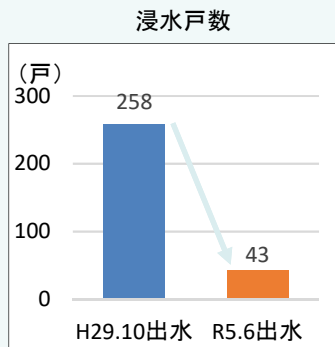
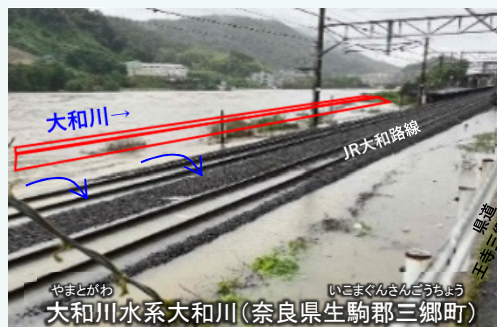


【主な実施事業】

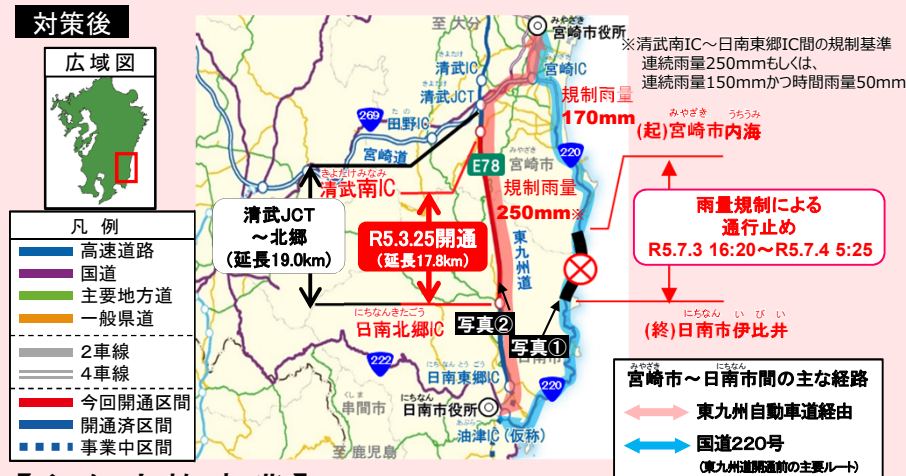
主な事業	対策内容	事業費※	対策期間
河川整備事業	河道掘削、遊水地等	約485億円	H30～R5

【被害状況】

※直轄および奈良県内の河川事業（奈良県聞き取り）



- 道路ネットワークの機能強化対策（宮崎県宮崎市）
5か年加速化対策等による道路ネットワークの整備により、令和5年7月の梅雨前線豪雨において、迂回路としての**代替機能を発揮し、交通機能を確保**。



【主な実施事業】

主な事業	対策内容	事業費	対策期間
道路事業	道路整備 (清武JCT～北郷)	約1,622億円	H10～R5

【被害状況】



▲写真① 国道220号における規制(伊比井地区) (令和5年7月3日～4日)

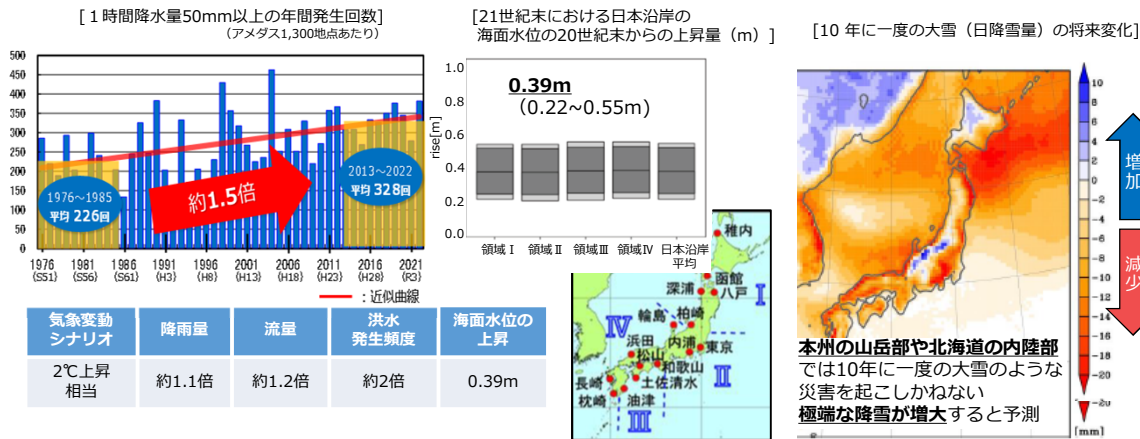


▲写真② 東九州道 清武南IC～日南北郷IC間 (令和5年3月25日：開通時の状況)

気候変動に伴う降雨量の増加等による自然災害の激甚化・頻発化、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震等の**大規模地震の切迫**や、高度成長期以降に集中的に整備された**インフラの一斉の老朽化**等が懸念されており、今後、**防災・減災、国土強靱化の取組について、更に強化していく必要がある。**

< 激甚化・頻発化する自然災害 >

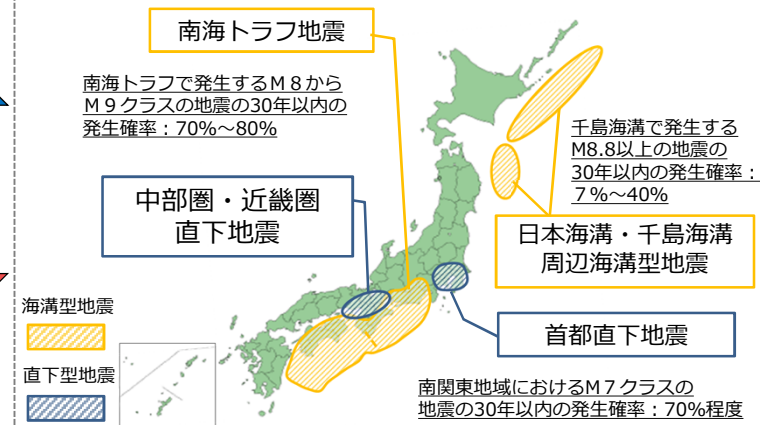
- 気候変動に伴う降雨量の増加、平均海面水位上昇、極端な降雪の増大等が予測



出典：気象庁HP、文部科学省・気象庁「日本の気候変動2020」より国土交通省作成

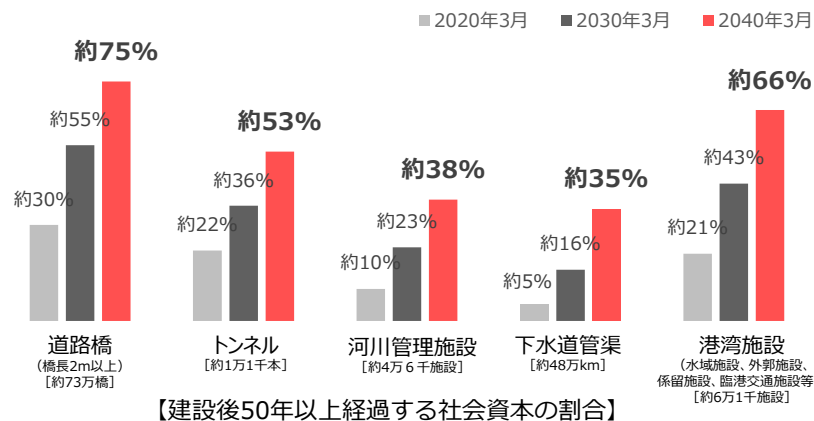
< 切迫する巨大地震 >

- 南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震等の巨大地震の切迫



< 深刻化するインフラの老朽化 >

- 建設後50年以上経過する社会資本の施設の割合が加速的に増加



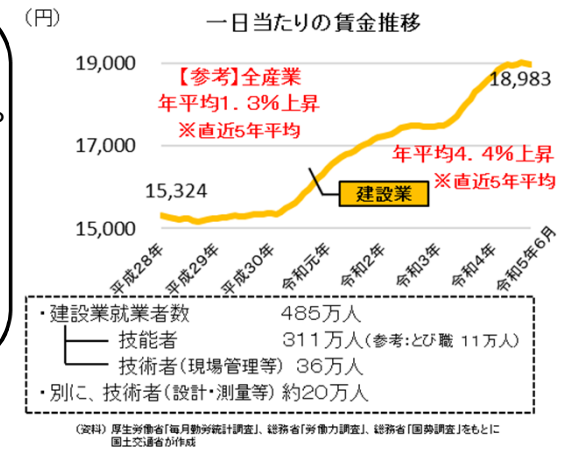
【老朽化したインフラ例】

大規模地震による被害 (推計)

	東日本大震災 (2011年)	南海トラフ地震	首都直下地震	日本海溝・千島海溝地震
	(実被害)	(推計)	(推計)	(推計)
人的被害 (死者)	約2.2 万人	最大 約32.3 万人	最大 約2.3 万人	最大 約19.9 万人
建物被害 (全壊)	約12.2 万棟	最大 約238.6 万棟	最大 約61 万棟	最大 約22 万棟
資産等の被害	約16.9 兆円	約169.5 兆円	約47.4 兆円	約25.3 兆円
経済活動への影響		約44.7 兆円	約47.9 兆円	約6.0 兆円

出典：内閣府 (防災) 資料、消防庁「平成23年 (2011年) 東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災) について (第163報)」より国土交通省作成

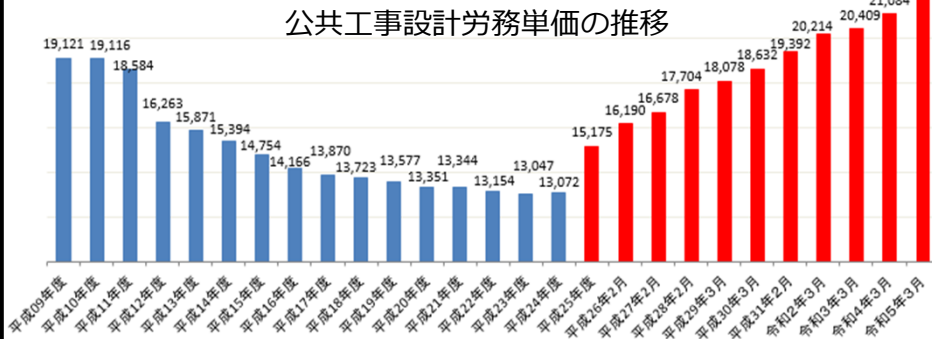
- これまで、公共工事設計労務単価の引上げをはじめ、様々な取組によって、建設分野の賃金は着実に上昇してきたところ。
- 賃上げは政府の最重要課題。今後も、**未来を支える担い手の確保・育成のため、優れた技能レベルや厳しい労働環境に相応しい賃上げ**に取り組む必要がある。



最近の賃上げ施策

発注者・元請間での賃金原資の確保(公共中心)

- 公共工事設計労務単価(公共発注者の積算用単価)を11年連続で引上げ。



- 取引実態に即した公共契約・変更。
 - ・最新の単価を予定価格に反映。
 - ・材料費変動に伴う請負代金額の変更(スライド条項)。
- ダンピング受注対策として、
 - ・低入札価格調査基準(国)の計算式について、令和4年度から一般管理費等率を引上げ。(官積算の55%→68%)
 - ・同内容の取組を自治体に要請。全都道府県が国並み以上。

労働者への賃金支払いの確保

- 国土交通大臣と建設業4団体のトップで、技能労働者の賃金が概ね5%上昇することを目指すことを申合せ。



国土交通大臣と建設業団体の意見交換会
(令和5年3月29日)

- 公共工事設計労務単価を基に技能レベル別の年収を試算・発表。能力に応じた処遇、キャリアパスの見える化を目指す。
- 1.2万社を対象に元下間の取引を調査予定。加えて、約160社を対象に受発注者間及び元下間の取引を実地調査予定(令和5年度)。調査に基づき、賃金上昇が阻害されないよう指導。

○新たに、**適正な労務費が確保された下請契約を徹底**するとともに、**資材価格の適切な価格転嫁対策**を講ずるなど、賃金支払の原資確保に資する施策の強化に向けて、法令改正を含め措置の具体化を進める。

新たな賃上げ施策(検討中)

①持続可能な建設業に必要な「**標準的な労務費**」を中央建設業審議会が勧告。

⇒ 「**標準的な労務費**」を著しく下回る積算での請負契約に対し、行政から**指導・勧告等**を行い、賃金を支払う下請業者まで**適正な労務費**を確保。

②**適正な賃金支払の保証**や**支払った賃金の開示**を注文者に約束させる取組を拡大（標準請負契約約款に係る条項を追加）。

③資材価格が変動した際に、賃金原資がしわ寄せされないよう、**請負代金額の変更協議**に関する**ルールを明確化**。

中央建設業審議会が勧告
(例) 鉄筋工の場合
65,000円/t

